

24春闘

# 女性が声上げ権利勝ち取ろう

## 女性協議長 新春あいさつ

厳しい職場実態が続く中でも医労連女性協運動に結集し、職場改善をめざす全ての組合員の皆さんに心より敬意を表します。

元旦に発生した能登半島地震、たくさん方の方が亡くなり、今も避難生活をされている方々があります。私たちの仲間も自ら被災しながら、いのちを守るために奮闘しています。平時から余裕のない人員の中、全国各地から派遣要請に出ています。よい医療をめざすちかいは、働き続けられる職場づくり、そして組織の拡大・強化につながるはずです。働く仲間が一体となって声をあげ要求闘争を前進させましょう。ともに声を上げる仲間を増やし、組合員全体のたたかいを展開していきましょう。



松本よし 子女性協議長

## 第55回日本医労連中央委員会で発言



日本医労連「第55回中央委員会」で、田原弥生女性委員が女性協を代表し特別中央委員として発言しました。

女性協の活動報告をしたうえで、24春闘にむけ「春の母性保護月間に間に合うよう、『みんなの権利ノート』を作成しています。引き続き大幅賃上げ・権利拡充、ジェンダー平等、ハラスメントのない社会めざし24春闘奮闘します」と決意を述べました。

## 京都医労連女性委員会 2024 カレンダー 各組織にお届けします

今年も京都医労連女性委員会から、組合員さんのお子様画伯のイラスト&メッセージ入りのカレンダーが届きました。各組織に1部ずつ配布いたします。ぜひ職場に飾って、かあいいメッセージに癒されてください。京都の皆さま、毎年ありがとうございます。



**2024年国際女性デー中央集会**

闘争する国づくりストップ! 守ろういのち・くらし・人権を  
かえるな憲法 核兵器禁止条約への参加を  
世界の女性と手をつなげ、平和・ジェンダー平等へ!

**「闘争させないために 声をあげよう 行動しよう 今こそ外交の力を」**

副議長 田原 弥生さん

副議長さんプロフィール  
田原弥生さんは、2019年10月、第100回衆議院議員総選挙で、2020年10月、第26回参議院議員通常選挙で、2022年7月、第25回参議院議員通常選挙で、2023年7月、第26回参議院議員通常選挙で、連続して4回、参議院議員に当選されています。参議院議員としての活動は、主に労働分野、ジェンダー平等、核兵器禁止条約への参加、憲法改正の反対、環境問題、国際協力などです。また、参議院議員としての活動は、主に労働分野、ジェンダー平等、核兵器禁止条約への参加、憲法改正の反対、環境問題、国際協力などです。

2024年3月8日(金)  
18:30~20:00 (18:00開場)  
12:00~13:00 銀座パレード

せりふ小ホール  
(品川地区社会福祉協議会)  
〒108-8501 東京都港区品川1-1-1  
TEL: 03-3478-2221  
FAX: 03-3478-2222

YouTube配信

2024年国際女性デー中央大会実行委員会  
副会長 田原 弥生さん TEL: 03-3478-2221 事務局 TEL: 03-3478-2222

### 2024 年国際女性デー中央集会

日時: 3月8日(金)

時間: 18:30~20:00

銀座パレード:

12~13時

YouTube 配信⇒



情報お寄せ  
ください

日本医労連女性協担当: 佐々木・川上・金子・黒田

☎: 03-3875-5871 / Mail: [n-ask@irouren.or.jp](mailto:n-ask@irouren.or.jp)

# 2024 菜の花春闘 全労連女性部

全労連女性部から、春のキャンペーン行動が呼びかけられています。(発 106 号)

- ① 「一言カード」に取り組もう  
職場の声を集め、職場交渉・自治体交渉にも活用しましょう。送っていただいた分は、内閣府・厚労省要請に活用します。日本医労連女性協あてに 2/16(金) 必着
  - ② 「春闘チラシ」「ハラスメント根絶チラシ」を活用しましょう
  - ③ 「ハラスメント根絶宣言」を出させましょう
- ※各種チラシは1月末に発送します。  
ホームページ「女性協」ページからもダウンロードできます。

## 取り組もう

## ハラスメントなくそうキャンペーン



「一言カード」  
締切り: 2月16日(金)

本部「女性協」まで



### ハラスメントは人権侵害です!

- 1 人格否定、差別的発言、悪罵など
- 2 ことばでのセクハラ・パハラ
- 3 適切なでないタスクや業務の指定、指導(部下や大衆の人の場合など)
- 4 暴力や脅迫の列挙
- 5 職務外の仕事、または適量な仕事量への付け
- 6 身体を触る等
- 7 私生活についての干渉や噂
- 8 差別的な仕事割り
- 9 年休や生活外観などの取扱い
- 10 残業を強要、任用を維持しない等に受けられる罰
- 11 差別的なボスターなど不平等な取扱い
- 12 性的な強制を迫る

ハラスメントをなくそう キャンペーン期間中!

私たちは以下の事項を求めています

1. 職場からハラスメントをなくす
2. 雇用者からハラスメント被害者への被害を減らす
3. 日本に包括的ハラスメント禁止法を制定する
4. 日本にILO90号Conventionの批准における努力とILO190号禁止法を制定する

つくってあげてほしい!

ハラスメントをなくそう キャンペーン期間中!

### ↑春闘チラシ

賃上げに声をあげよう

賃上げに声をあげよう

### 労働組合の力でハラスメントのない職場を広げよう

包括的ハラスメント禁止法を作ろう

ILO190号Conventionの批准とILO190号禁止法の制定

ILO190号禁止法とは?

ILO190号Conventionの批准とILO190号禁止法の制定

ハラスメント根絶宣言 (全労連幹事会確認) 読んで学習! 折ってスタンドにも!